

技 第 1 4 5 号
建 不 第 2 5 0 号
令 和 2 年 5 月 2 6 日

部 内 各 課 の 長

様

部 内 各 出 先 機 関 の 長

県 土 整 備 部 長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた、工事及び業務（以下「工事等」という。）の対応については、令和2年4月9日付け技第45号及び建不第70号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（通知）」（以下「4月9日付け通知」という。）により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態解除宣言が行われ、本県においては、別紙1のとおり、同法に基づく協力要請を行うこととなりました。

また、国土交通省土地・建設産業局建設業課長からは、令和2年5月25日付け事務連絡で緊急事態宣言の解除後における工事等の対応が別紙2のとおり通知されるとともに、令和2年5月26日付け事務連絡で国土交通省直轄事業の工事等における対応が別紙3のとおり送付されたところです。

つきましては、本県の協力要請及び国の通知の趣旨を踏まえ、工事等について、下記のとおり取り扱うこととしますので、適切に対応するようお願いいたします。

なお、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

記

1 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等
について

施工中の工事等における感染拡大防止措置等については、引き続き、
4月9日付け通知の「2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス

感染症の拡大防止措置等について」を踏まえ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知を図るなど、適切な対応を行うこと。

2 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について

施工中の工事等における一時中止措置等については、4月9日付け通知「1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について」のとおり、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこと。

県土整備部

技術管理課企画調整班 043-223-3442

建設・不動産業課契約・審査班 043-223-3116

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

令和2年5月25日

千葉県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、外出の自粛要請等の措置を行ってきたところです。

令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたことや県内の感染状況等を踏まえ、5月26日午前0時から、外出自粛等の協力要請等を緩和するとともに、施設の使用停止要請を一部解除することとしました。

また、今後も、県内の感染状況や近隣都県の状況等を踏まえた上で、段階的な解除・緩和を進めます。

県民、事業者の皆さまには、引き続き、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

1 基本的な考え方

- ① 国の基本的対処方針に沿って、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請を行う。
- ② 徹底して「3つの密」の発生を避ける行動を取っていただくよう、県民・事業者の意識に訴えかけることを重視し、県一丸となって感染拡大防止対策に取り組む。
- ③ 外出の自粛や施設の使用制限要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。
- ④ 「新しい生活様式」の定着による感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を目指す。
- ⑤ 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに感染拡大防止対策等を講じる。
- ⑥ 地域は千葉県全域とし、期間は令和2年5月26日からとする。

2 具体的な協力要請内容

(1) 県民の皆さまへ

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式の実践例」を参考に、「3つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続してください。
- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、

感染拡大防止の観点から避けてください。

その後にあつては、当面、都道府県をまたぐ移動、特に5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（東京都、神奈川県、埼玉県、北海道）との間の移動は、慎重に対応してください。

- これまでクラスターが発生しているような施設への外出は、使用停止要請が解除されるまで※、避けてください。

※ 【施設の使用停止要請の解除について】 記載のとおり。

（2）事業者の皆さまへ

- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進するとともに、職場や店舗等に関して、業種別の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組を適切に行ってください。

※業種別のガイドラインは内閣官房のホームページに掲載されています。

- 食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者の皆さまに対し、22時以降の夜間は酒類の提供を控えていただくようお願いします。（時間制限の全面解除の時期については、近隣都県の状況等を踏まえ、今後検討します。）

【施設の使用停止要請の解除について】

- 施設の使用停止要請の解除の基本的な考え方は、以下のとおりとします。
 - ① 再開にあたっては、別紙「再開にあたり取り組むべき感染拡大防止対策」を行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている場合には、その実践など、感染防止対策を徹底してください。
 - ② 令和2年5月22日から、以下の表の区分Aの施設の使用停止要請を解除します。
 - ③ 令和2年5月26日から、区分Bの施設の使用停止要請を解除します。
 - ④ 令和2年6月1日から、区分Cの施設の使用停止要請を解除します。
なお、解除時点において、後述する再度の協力要請等の判断基準の「警報」に該当した場合は、解除を延期します。
 - ⑤ 区分Dのうち、スポーツクラブ及びカラオケボックスについては、感染拡大予防ガイドラインの実践による対策の徹底を条件として、区分Cと同時に解除します。

- ⑥ 区分Dのうち、スポーツクラブ及びカラオケボックス以外の施設については、県内の感染状況や近隣都県の状況、国の動向等を踏まえた上で、施設の使用停止要請の解除を検討します。

A	県民の文化的・健康的な生活を維持するために必要であり、「3つの密」の発生抑制が比較的容易な施設
B	クラスター発生歴がなく、「3つの密」の発生抑制が比較的容易な施設
C	A、B以外でクラスター発生歴のない施設（発生歴のある施設に類する施設を除く）
D	クラスター発生歴がある又は発生歴のある施設に類する高リスクな施設

< 施設の種類の区分 >

区分	施設の種類	例示
A	図書館 等	<u>図書館、博物館、美術館、科学館、記念館</u> (Cに掲げる水族館等を除く)
B	大学 等	<u>大学、専修学校、各種学校 等</u>
	自動車教習所 等	<u>自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設 等</u>
	劇場 等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等
	集会場 等	集会場、公会堂、展示場、 <u>ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る。）</u>
C	水族館 等	<u>水族館、動物園、植物園</u>
	運動施設の一部	体育館、水泳場、ボウリング場 等
	遊技場	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等
	遊興施設等の一部	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等
D	運動施設・遊興施設の一部	スポーツクラブ、カラオケボックス
	遊興施設等の一部	ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、性風俗店 等

* 波線は延べ床面積の合計が 1000 平方メートルを超えるものに限る。

(3) 催物（イベント等）の開催について

- 5月25日から概ね3週間程度は、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど、慎重な対応をお願いします。開催の規模については、屋内100人かつ定員の半分以下、屋外200人以下を目安としてください。
- その後の催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、国の方針に沿って、段階的に規模要件（人数上限）の緩和についてお示しします。
- 開催にあたっては、その規模に関わらず、①「3つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、②「マスクの着用」、③参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことなど催物の開催中や前後における選手・出演者や参加者等に係る行動管理など、基本的な感染防止策を講じてください。

3 再度の協力要請等の判断基準

施設の使用停止要請を解除した後でも、下表の指標についてモニタリングを行い、複数の指標が目安に該当した場合は、クラスターの発生や感染経路不明者の割合、入院患者数の状況等を勘案して、施設の使用停止の再要請等について総合的に判断します。

指標	目安	
	警報	再要請
新規感染者数（直近7日間平均）	5人以上/日	10人以上/日
新規感染者数の1週間単位の増加比（直近1週間とその前週との比較）	1を上回る	1.5を上回る
PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）	3.5%以上	7%以上

○ 警報

感染拡大を警戒すべき状況であることを広く周知します。

県民や事業者の皆様へ、

- ・外出自粛等、感染拡大防止についての協力要請
- ・業種別の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策の徹底

などを働きかけます。

○ 再要請

段階的に施設の使用停止要請や、外出自粛、イベントの開催自粛等を行うことについて、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断します。

○ 緩和

再要請の後、「警報」の目安を下回った場合に、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断します。

別紙

再開にあたり取り組むべき感染拡大防止対策

[共通事項]

- ① 必要に応じて、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用（入場者及び従業員）を行う。
- ② 「3つの密」を徹底的に避ける。
- ③ 室内の換気や人と人との距離（できるだけ2mを目安に）を適切にとる。
- ④ 利用者に対して、発熱等症状のある者の入場禁止、手指消毒やマスク着用などの周知を行う。
- ⑤ 施設におけるイベントの開催については、「3つの密」を避けられない場合など、感染拡大につながるおそれがある催物（イベント）は、中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

(1) 図書館又は博物館、美術館

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を開けた席配置等）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること。
- ④ 必要に応じて、区画ごとの人数抑制対策等を講ずることにより、施設内においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保すること。

(2) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を開けた席配置等）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること。
- ④ 施設においてイベントを開催するにあたっては、「3つの密」を避けられない場合など、感染拡大につながるおそれがある催物（イベント）は、中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。

(3) 自動車教習所又は学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を開けた席配置等）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること。
- ④ 従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなどの対策をとること。

(4) 遊技場

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な換気対策と併せて、客の入れ替えのタイミングで消毒を行うこと。
- ④ 客同士が大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGMや機械の効果音等を最小限に抑え、従業員が場内の客同士の状況を確認できる状態にすること。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 5 日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について

令和 2 年 4 月 7 日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 2 年 4 月 8 日付け国土入企第 6 号）（以下「4 月 8 日付け通知」という。）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和 2 年 5 月 25 日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更））において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要性があり、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要であるとされています。このことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、4 月 8 日付け通知の「2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について」を踏まえ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知を図るなど、適切なご対応を宜しくお願いします。

また、施工中の工事等における一時中止措置等につきましては、4 月 8 日付け通知「1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対

応について」のとおり、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和2年5月26日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後
における工事及び業務の対応等について（参考）

標記について、国土交通省直轄事業において別添1から3のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

事務連絡
令和2年5月25日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後
における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての都道府県において解除された。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号。以下「4月7日通達」という。別紙1）に、工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管

第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号。以下「4月20日通達」という。別紙2)に取扱いを定めたところであるが、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言が解除された後も、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、引き続き、工事等の対応について、4月7日通達のI2、I3及びII並びに4月20日通達に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、感染拡大防止対策の徹底については、本日の国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部（第14回）において、国土交通大臣より、国土交通省所管の団体等が作成している感染拡大予防ガイドラインに沿った感染予防対策を確実に実践することが不可欠であり、ガイドラインを個々の事業者にも周知して感染予防に万全を期すべく、改めて関係業界等に要請するよう指示があったことも踏まえ、引き続き、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」の作成について」（令和2年5月14日付け国土建第18号。別紙3）の別添1）及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ^注において公表されている各業種のガイドラインも参考にされたい。

注) 新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

<https://corona.go.jp/>

事務連絡
令和2年5月25日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	営繕部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	営繕部長殿
国土技術政策総合研究所	総務部長殿
国土地理院	総務部長殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を受けた
国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保
に向けた具体的対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての都道府県において解除された。

国土交通省所管事業の執行については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響も踏まえ、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）に取扱いを定めたところであるが、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言が解除された後も人との接触を低減する取組を推進することとされていることを踏まえ、引き続き、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

事務連絡
令和2年5月25日

大臣官房官庁営繕部		各課長補佐 殿
各地方整備局	総務部	契約課長 殿
	企画部	技術管理課長 殿
	営繕部	計画課長 殿
北海道開発局	事業振興部	工事管理課長補佐 殿
	営繕部	営繕計画課長 殿
国土技術総合研究所	総務部	会計課長 殿
国土地理院	総務部	契約課長 殿

大臣官房	地方課公共工事契約指導室	課長補佐
	技術調査課建設技術調整室	課長補佐
	官庁営繕部管理課	課長補佐
	官庁営繕部計画課	企画専門官
北海道局	予算課	課長補佐

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保
に向けた具体的対策の運用について

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策については、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付け国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号。以下「施工体制通知」という。）において取扱いを定めたところであるが、当該通知の運用について下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

施工体制通知別紙2.(1)⑤一括審査方式の更なる活用において、配置予定技術者を複数申請した場合には複数の工事の落札を認めることとしているが、これを運用する場合においては、一括審査方式が企業の受注機会の増大の一助となっている中で、不調不落の発生が強く懸念される状況下において施工体制を確保するための対策として配置予定技術者の複数申請を認めるものであるとの制度趣旨を踏まえ、工事受注者の偏在等の弊害を助長することのないよう対象工事の選択及び配置予定技術者が申請できる上限に留意すること。

また、配置予定技術者の複数申請を認める場合には、不調不落の発生状況等の地域の実情を踏まえ、必要に応じて各業界団体等と意見交換等を実施した上で運用すること。